



令和8年度 市報あまがさき広告掲載権の 売却に係る一般競争入札について

※事前に参加申込みが必要です

入札参加申込みの受付期間

令和8年2月2日（月）～2月16日（月）

郵送申込みの場合は16日必着

※入札に参加を希望される方は、本書のほか次の書類をよく
読み、内容を十分把握したうえで、ご参加ください

- ・市報あまがさき広告掲載権売却仕様書
- ・市報あまがさき広告掲載ガイドライン
- ・尼崎市広告掲載要綱
- ・尼崎市広告掲載基準

入札に関する内容に変更があった場合は
随時ホームページに掲載します。

尼崎市 秘書室 広報課

入札対象

1 入札対象 市報あまがさき(令和8年5月号から令和9年4月号まで)の広告掲載枠における次の内容の広告掲載権

ア 枠数 60枠(本市と協議のうえ、増加できる場合があります)

イ 規格 1枠 縦75ミリメートル×横165ミリメートル

ウ その他 市報あまがさき広告掲載権売却仕様書に記載のとおり

2 最低売却価格 1枠 119,900円

(60枠の場合、7,194,000円【消費税及び地方消費税相当額を含む】)

※広告掲載枠は1年間で最低60枠あり、その全部の掲載権を一括で買い取っていただきます

参 加 申 込み

申込用紙の配布

○ とき 令和8年2月2日(月)から2月16日(月)まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

時間:午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時までを除く。)

○ ところ 尼崎市 秘書室 広報課【本庁舎中館2階】

(尼崎市東七松町1丁目23番1号 TEL06-6489-6021)

○ 市ホームページから申込みに必要な書類を印刷・使用することができます。

申込資格

次に該当する方は、申し込むことができません。

- 1 尼崎市契約規則第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者又は当該名簿に広告・宣伝を登録業種として登載していないもの
- 2 本件入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 3 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号のいずれかに該当する者
- 5 尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定する暴力団密接関係者
- 6 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (1) 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が市と契約を締結すること又は契約者が市との契約を履行することを妨げた者
 - (4) 市が実施した地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり市の職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由なく市との契約を履行しなかった者
 - (6) 市との契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないものを市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

申込方法

* 申込方法は、持参と送付の2通りです。

一般競争入札参加申込書、誓約書及び「令和8年度市報あまがさき広告掲載権の売却に係る一般競争入札」参加資格証(以下「参加資格証」という。)に必要事項をもれなく記入し、本市競争入札参加有資格者名簿に広告・宣伝を登録業種として登載されている事実を証するものを添えて、申込受付期間内に提出してください(郵送する場合は、必ずその送達の事実を証明する方法で送ってください)。

受付後、参加資格証(受付印を押したもの)を交付し、又は送付します。

なお、入札保証金については入札参加者を本市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者に限定するため免除します。

(申込受付期間)

令和8年2月2日(月)から2月16日(月)まで[必着]

時間：午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時までを除く。)

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日を除く。

(提出先) 〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市 秘書室 広報課【本庁舎中館2階】

TEL 06-6489-6021

質疑書の提出

* 提出方法は、持参、送付、FAX及びEメールの4通りです。

(受付期間)

令和8年2月2日(月)から2月9日(月)まで[同日にはあっては、午後5時までに必着]

時間：午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時までを除く。)

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(質疑に対する回答)

質疑に対する回答内容は、質問者の正当な利益を害するおそれがあるものを除き、本市のウェブサイト上に随時掲載します。

(提出先) 〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市 秘書室 広報課【本庁舎中館2階】

TEL 06-6489-6021

FAX 06-6489-1827

電子メールアドレス ama-koho@city.amagasaki.hyogo.jp

入札日時など

○ とき 令和8年2月25日(水)午前11時から

○ ところ 尼崎市【議会議事堂3階東会議室】

(尼崎市東七松町1丁目23番1号)

- ・ 入札当日の受付は、入札開始時刻の20分前から行います。
- ・ 入札開始時刻までに受付を完了していただかないと、入札に参加することができませんので、お早めにご来場ください。
- ・ 入札開始時刻になりますと、会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。

○ 当日持参していただくもの

- ・ 「令和8年度市報あまがさき 広告掲載権の売却に係る一般競争入札」参加資格証(受付印のあるもの)
- ・ 入札書(お渡しした入札書に、あらかじめ入札金額などを記入し、申込書と同じ法人印と代表者印を押印のうえご持参ください。)
- ・ 委任状(代理人の方が参加される場合のみ。申込者本人の印鑑証明書とともにご持参ください。ただし、申込者である会社の社員が入札される場合、委任状は不要です。)
- ・ 印鑑(申込者本人が入札される場合は、申込書と同じ印鑑。代理人の方が入札される場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑)
- ・ 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)
- ・ 本書や仕様書など、入札に関係する書類

入札に当たっての注意事項

- 1 入札の回数は1回です。
- 2 入札書には、入札者の住所・氏名(代理人の方が入札される場合は、その方の住所・氏名も)を記入のうえ、本人が入札する場合は本人の印鑑(一般競争入札参加申込書に押印された法人印と代表者印に限る)を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」に限る)を必ず押印してください。
- 3 入札書への金額の記入には、アラビア数字(0, 1, 2, 3...)の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、1枠の金額(税込み)で入札金額を記入してください。
- 4 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換又は撤回をすることはできません。
- 5 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 本件入札に参加することができない者がした入札
 - (2) 委任状を提出せずに代理人がした入札
 - (3) 指定した時刻までに提出されなかった入札
 - (4) 所定の入札書によらない入札
 - (5) 入札金額が最低売却価格未満の額の入札
 - (6) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
 - (7) 申込書の申込者印と異なる印鑑を押印した入札
 - (8) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
 - (9) 入札者又はその代理人が1人で2通以上の入札をした場合、その全部の入札
 - (10) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
 - (11) 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - (12) 入札金額が訂正された入札
 - (13) 談合その他不正な行為があったと認められる入札
 - (14) その他本件入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
 - (15) 郵便等により送付された入札
 - (16) 入札金額の全てにアラビア数字が用いられていない入札
 - (17) 入札金額の直前に円記号が記載されていない入札
 - (18) その他本件入札に関する条件に違反した入札
- 6 入札の変更など
 - (1) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。
 - (2) 入札の執行に際し、災害その他やむをえない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。
- 7 入札参加者等は、人権文化(全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中でお互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。)が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。

落札者の決定

- 1 入札締切後、直ちに開札します。
- 2 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、本市が定めた最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者
 - (2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、入札後直ちに行うくじ引により決定します。なお、くじ引は辞退できません。
- 3 落札者が契約を締結する時までに入札参加資格の条件を満たさなくなったときは、落札者としての決定を取り消します。

契約の締結

- 1 本市と落札者との契約は、別紙「市報あまがさき広告掲載権売却に関する契約書」に従います。令和8年3月2日までに契約を締結しないときは、落札者としての決定を取り消します。
- 2 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 3 契約保証金については、尼崎市契約規則第32条第7号・尼契第7820号に基づき、落札者が、契約の全部又は一部を履行しないおそれがないと認められる場合は、免除する。

契約代金の支払方法

市報あまがさき広告掲載権売却仕様書に記載する方法で支払っていただきます。

※契約代金は、月単位で支払っていただくことになります